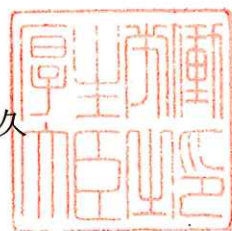


厚生労働省発食安０９２４第２号
平成２７年９月２４日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）第２４条第１項第１４号、食品安全委員会令（平成１５年政令第２７３号）第１条第１項及び食品安全委員会令第１条第１項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成１５年内閣府令第６６号）第１号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第１１条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第１１条第１項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和３４年厚生省告示第３７０号）の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成１２年厚生省告示第２３３号）第３条の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

NZYM-AV 株を利用して生産された α -アミラーゼ

